



判断能力が十分でない方の権利と暮らしをサポート

「成年後見制度」



問 高齢福祉課 包括支援係

成年後見制度ってどんな制度？

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方を対象に、家庭裁判所が選んだ援助者（成年後見人等）が、本人のために活動し、財産と生活を守る制度です。お気軽にご相談ください。

■こんなときに成年後見制度利用の検討を！

- 最近もの忘れがひどくなってきたので、通帳やお金の管理が心配。
- 認知症でひとり暮らしの母を、悪質商法などから守りたい。
- 認知症で施設に入所した父の財産を処分し、入所費用にあてたい。
- ひとりでいろいろな契約や手続きの正しい判断ができるか心配。
- 障がいのある、わが子の将来が心配。

【制度に関する相談窓口一覧】

- 小諸市地域包括支援センター ☎ 26-2250
- 小諸市高齢福祉課 包括支援係
- さく成年後見支援センター
(福) 佐久市社会福祉協議会内 ☎ 64-5255
✉ kouken@sakusi-shakyo.or.jp
(平日 8:30 ~ 17:15)
(佐久市取出町 183 番地 野沢会館2階)

■成年後見制度には、2つの種類があります

①法定後見制度

既に判断能力が衰えた方を支援し、利用する人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。

②任意後見制度

現在は判断能力がある人が、将来認知症などで判断能力が衰えた際に、財産管理や日常生活での契約などの法律行為を本人に代わり行う人をあらかじめ自分自身で決めておく制度。



【後見】判断能力を欠く状態

- 日常の買い物も一人では困難
- 家族の名前もわからない



成年後見人が
支援します

【保佐】判断能力が著しく不十分な状態

- 日常の買い物は一人で可能
- 重要な財産の管理は一人では難しい



保佐人が
支援します

【補助】判断能力が不十分な状態

- 財産管理を一人でできるかもしれないが、不安がある



補助人が
支援します

■後見人の仕事は大きく2つ

- ◆財産管理—本人のために適切な財産管理を行います
預貯金（通帳・カード）の管理 / 年金などの収入支出管理
不動産など重要な財産の管理や処分 / 相続手続き（遺産分割への参加）
- ◆身上保護—本人にとって良い環境であるように配慮します
施設入所の手続き（入退所契約）
病院での治療及び入院手続きの支援
介護サービスの契約や支払い



【チームでご本人の生活を 応援します！】

ご本人に身近な親族、福祉・医療、地域の関係者と後見人がチームとなって日常的にご本人を見守り、ご本人の生活の希望や状況を継続的に把握して、必要な対応を行います。

